

被告の答弁書の主要部分のみを記載します(原告)。

「第2 請求の趣旨に係る公開請求と非公開処分」について

(1) 第1項(請求と処分)

認める。

(2) 第2項(異議申立)

原告らが主張の日時に異議申立をした事実および被告が原告ら主張の日付で福井県公文書公開審査会に諮問した事実は認める。

同審査会の本件に関する処理が長期化することが間違いないとの主張は否認する。諮問の件数、委員の審議状況等により答申までの期間は異なり、一概に長期化するとは言えないし、本件については、被告は同審査会に対して早期処理を要請している。

第3 被告の主張

1 事案の概要

ア 福井県は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、福井県男女共同参画推進条例【甲4】、平成14年福井県条例第59号、以下「男女参画推進条例」という)を定め、福井県男女共同参画審議会(以下「本審議会」という)を置いている。

また、男女参画推進条例第21条第2項は、「知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民等から苦情、意見その他の申出があったときは、当該申出に対し適切な処理をするよう努めるものとする。」と定め、同条第3項は、「知事は、前項に規定する申出の処理に当たり特に必要があると認めるときは、福井県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。」と規定している。

イ 平成18年8月29日および平成18年9月13日に、県民から、「男女共同参画に関する申出書」が福井県知事あてに提出された。

知事は、当該意見の処理に当たり特に必要があると認め、平成18年11月2日に本審議会を開催して意見を聴いた。そして、審議会の意見を踏まえ、平成18年11月9日に、当該申出に対する回答を行った。

ウ 福井県総務部男女参画・県民活動課(以下「男女課」という)の職員は、後日、議事録を作成する必要があることから、備忘のために、自己の判断で、審議会の状況を磁気ディスク(MD)に録音した。

エ 平成18年11月6日、原告らは、福井県情報公開条例【甲1】、平成12年福井県条例第4号、以下「本件条例」という)に基づき、上記の審議会の議事内容を録音した磁気ディスク(以下「本件音声記録」という)の公開を請求した【乙1】。

オ 知事は、本件音声記録に係る情報公開請求に対し、平成18年11月20日、公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という）を行った【乙2】。

カ 本件訴えは、本件処分の取消しを求めるものである。

2 「公文書」の解釈について

ア 本件条例第2条第2項は、『この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関が管理しているものをいう。』と規定している。

イ ところで、公務遂行の過程で作成される文書には、組織として管理するもの以外にも、事案解決のためのヒアリング資料の草稿、備忘的メモ、担当職員の検討段階中の文書等、多種多様なものが存在する。これらの文書をすべて「公文書」として扱うとするならば、県庁舎および出先機関の庁舎内に存在するこれらの膨大な量の文書は、書き損じたもの等を除いて、一切廃棄することができないこととなるばかりか、公文書の公開請求に迅速に対応するため、どのような文書がどこに保管保存されているかを明らかにしておく義務が実施機関に生ずることとなるが、このようなことは、事務処理上も、保管スペースという物理的側面からも不可能あるいは著しく困難であり、必ずしも公文書公開の円滑かつ適正な実施および公文書の公開に係る県民の権利を保障することに資することにもならない。したがって、公務遂行の過程で作成される文書であっても、担当職員の備忘的メモ等は本件条例上の「公文書」に該当しない。福井県情報公開条例の解釈運用基準【甲15】が、『当該実施機関が管理しているもの』とは、作成または取得に関与した職員個人が保有している段階のものではなく、実施機関が業務上の必要から組織として管理している状態にあるものをいう。したがって、職員が自己の執務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや職員の個人的な検討段階にとどまる資料等は、これに当たらないものである。』と記載しているのは、このような趣旨である。

ウ なお、担当職員の備忘的メモ等の「本件条例上の公文書に該当しない文書」は、最終案が決定された時点以降に適宜廃棄される扱いであり、逆に、公文書に該当する文書については、文書規程に基づき適切に保管・保存される扱いである。

3 本件音声記録は「備忘的メモ」に該当することについて

ア 福井県知事は、平成15年3月から本審議会の議事記録を作成し、男女共同参画推進に関する多様な意見を県民に周知するため、議事記録を福井県のホームページに掲載し、公開してきた。議事記録作成のための備忘的メモとして、担当職員が審議会の議事内容を磁気ディスクに録音する場面があるが、このような場合においても、議事録が作成された段階で、適宜、当該

磁気ディスクの内容は消去されていた。本審議会においても、男女課の担当職員は、従前の録音内容が消去された磁気ディスクに、備忘のため同審議会の内容を録音した。

イ そして、当該録音についても議事録を作成した時点で適宜消去する予定であったが、本審議会開値の4日後（議事録作成前）である平成13年1月6日、原告らから本件音声記録に係る情報公開請求がなされ、また、同月21日、原告らは本件処分の取消しを求めて知事に対する異議申立てを行ったため、いわば係争物件に関する例外的な措置として、現時点では本件音声記録は消去されていない。

ウ 本件音声記録の録音は、小さな磁気ディスク録音機をテーブルの片隅に置いてなされており、マイクも各発言者の前に設置せず当該録音機に附属のものを使用している。そのため、議員がマイクの前に立って発言し、それが整った録音設備により明瞭に録音された議会の議事内容を録音したテープとは異なり、発言者の着席位置や声のトーン等によっては、明瞭に録音されていない部分も存在する。すなわち、本件音声記録は、その意味では本審議会の議事内容の不完全な記録である。

したがって、担当職員は、本件音声記録を反訳して逐語的に会議記録を作成することはそもそも予定しておらず（そのような逐語的議事録作成を予定するものであれば、議会におけるように、それに応じた録音方法を取らざるを得ない）、録音と併せて、議事内容について紙にメモを取り、当該メモと本件音声記録との双方を備忘的に用いて自己の記憶により議事録原案を作成し、次に、原案について各参加者に記載内容の確認（修正の必要があれば修正）を求めたうえで本審議会の議事録（【乙3】、以下「本件議事録」という）を起案し、最後に担当課長の決裁を受けて、本件議事録が作成されたものである。

エ ところで、一般に審議会の議事録は知事が任意に作成しているものであり、議会の会議録のように、地方自治法第123条の規定に基づき作成されるものではない。本件議事録も、法令および男女参画推進条例において、その作成が義務づけられているものではない。本審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議等を行うために設置されているものであり（男女参画推進条例第24条）、苦情等の申出があった際に、当該申出の処理に当たり必要と認めるときに審議会の意見を聴くとされている（男女参画推進条例第21条第3項）が、本審議会の議事録もまた、上記の審議会開催の目的に従い、当該苦情申出に対する処理あるいは男女共同参画に関する将来の施策の参考とするために、審議会の委員の意見の要旨を簡潔に記録し、また、男女共同参画推進に関する多様な意見を県民に周知する目的で福井県のホームページに掲載しているものであり、そもそも逐語的議事録を作成することは予定していない。

そして、上記のように議事録作成につき法的規定が存在しない以上、被告には、各審議会等の議事録を必ずしも逐語的に作成すべき義務はなく、どのような議事録を作成するかは行政裁量の観内であるといえる。

オ そうであるとすると、本審議会のように逐語的な議事録の作成を予定していない場合には、議事録作成のためのメモは、紙のメモ等でも何ら不都合がないのであるが、委員の話し方の速度等によってはメモをとりきれないおそれがあることなどから、担当職員は、紙のメモに加えて備忘的に議事内容を磁気ディスクに録音し、本件音声記録を作成したものにすぎない。

カ 以上のとおり、本件音声記録は、審議会の議事内容を完全に録音したものではなく不明確な部分もあり、その意味においては不完全なものであること、議事録作成は本件音声記録のみに依拠してなされるものではないこと、等の点において、本件音声記録の性質は紙に記載した備忘メモと異なるところはなない。

キ しかるに、紙に記載したメモについては本件条例上の「公文書」には該当しないが、備忘的に磁気ディスク等に録音した場合には本件条例上の「公文書」に該当することとなるとするならば、備忘的記録の媒体によって異なる取扱いをせざるを得ないという不合理が生じることとなる。

また、審議会の議事録について委員の発言内容の要旨のみを記載することは、何ら知事の裁量権を逸脱もしくは濫用するものではなく、議事録作成後に備忘的に録音した音声記録を適宜廃棄または消去する扱いについても、決裁を受けた議事録自体を保管・管理することにより議事録作成の目的は達成されることから、このような扱いが知事の裁量権を逸脱もしくは濫用した違法な行為であるとは言えない。すなわち、本件音声記録は、実施機関が「管理」する必要性の存しないものである。

ク したがって、本件音声記録は、上記解釈運用基準がいう「実施機関が業務上の必要から組織として管理している状態にあるもの」に明らかに該当せず、ひいては本件条例上の「公文書」に該当しない。

4 本件音声記録は判例上も「公文書」に該当しないと考えられる。

ア 岡山地裁判決（平成15年9月16日判決）について

上記岡山地裁判決は、法令により作成が義務づけられている議会の議事内容を録音したテープにつき、『上記のような特投の事情がない限り、議事経過を録音したテープは、会議録作成に向けて、その正確性を担保するための補助的手段に過ぎないものというほかなく、それ自体では、「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有する行政文書」とはいえない。』と判示し、議事経過を録音したテープについて公文書であることを否定している。

議事録作成が地方自治法により義務化されており、逐語的な議事録が作成される扱いであり、そのために相応の録音装置を用いて明瞭な録音がなされており、当該録音を基礎として逐語的な議事録が作成され、以上の意味において会議録と表裏一体の関係にある議会の議事内容録音テープにおいてさえ、このように公文書性を否定する余地が十分にあることからすれば、法的根拠なく任意に作成され逐語的に作成する扱いではなく、また必ずしも逐

語的に作成する必要があるわけでもない本件議事録作成のための本件音声記録については、明らかに「公文書」性が否定されると言うべきである。

なお、上記岡山地裁判決は、「上記、のような特段の事情がない限り」との限定を加えているが、「特段の事情」としては、「会議録が議会会議規則等による記載要件を備えていない」、「記載内容の判読のために補足的機能を果たす」、「説明資料として議事経過を録音したテープ等を利用するしかない」といった場合を例示している。本件議事録については、作成自体が任意であり、ワープロソフトで作成されているため判読困難といった事態は想定できず、かつ説明資料は別途作成されており情報公開請求の対象となるものであるから、同判決が例示する「特段の事情」が存在する可能性はない。

イ 名古屋高裁判決（平成14年12月26日）について

上記名古屋高裁判決は、議会の会議録を録音したテープについて、『実施機関の職員が職務上作成した』文書であるとはいえるけれども、そもそも判決文書である会議録の起案の準備のためのいわばメモの代わりにすぎないという性格のもの』と判示し、岡山地裁判決と同様、本審議会議事録とは性格の異なる議会の議事録の音声記録について明確に公文書性を否定している。

ウ 最高裁判決（平成16年11月18日最高裁第一小法廷判決）について

上記最高裁判決（以下「平成16年最判」という）は、議事録自体が判決前であることを理由に、結論として上告を棄却したが、その傍論部分において、「本件テープは、被上告人の事務局の職員が会議録を作成するために議事内容を録音したものであって、会議録作成のための基礎となる資料としての性格を有しており、会議録については判決等の手続が予定されていることからすると、会議録と同様に判決等の対象となるものとみるべきであり、判決等の手続を予定していない情報ではないというべきである。したがって、会議録が作成され判決等の手続が終了した後は、本件テープは、実施機関たる被上告人において管理しているものである限り、公開の対象となり得よう。」と判示している。

しかしながら、平成16年最判もまた議会の会議録に関する事案である。議会の会議録は、会議の次第を「ありのままに」記録するものであるから、逐語的な議事録を作成する前提で、マイク設置等の相応の録音機器・装置を用いた録音がなされており、また、会議録の作成も、その録音を反訳するような形でしか作成しようがないのであるから、会議録自体と「議会の議事内容を録音したテープ」とを、いわば一体的なものとして評価することも可能であるかもしれない。

これに対して、本件議事録は、逐語的に作成するものではなく、それを予定しているものでもないから、発言者の前にマイクも設置しておらず、前記のとおり、発言者の着席位置や声のトーン等によっては発言内容が不明瞭な部分も含まれている。本件議事録は、議会の会議録とは性格が異なり、本件音声記録の録音内容、担当者のメモの双方を備忘的に用いて原案が作成され、さらに各委員に対する議事録原案の内容確認要請を経たうえで作成されている。

したがって、仮に平成16年最判の傍論部分を前提としても、本件音声

記録は、同傍論部分がいう「会議録作成のための基礎となる資料」には該当せず、当該傍論部分の判示は、本事案には妥当しない。

エ なお、仮に本事案に平成16年最判の傍論部分が適用されるとしても、なお、本件処分は適法な処分である。

すなわち、平成16年最判は、「本件の場合、本件処分当時には会議録がまだ作成すらされていなかったのであるから、そのような段階で会議録作成のための基礎となる資料としての性格を有する本件テープだけが本件条例2条2号にいう情報に当たると解することはできず、仮に本件条例の目的を定めた1条や解釈・運用指針を定めた3条の趣旨から、できる限り公開の対象を広く解釈するとしても、このような場合にまで情報公開請求を認めるべきものとは解されない。」と判示しているところである。

しかるに、本件処分がなされた平成18年11月20日当時、未だ本件議事録は作成されていなかったのであるから、仮に平成16年最判の傍論部分の判示に従うとしても、なお本件処分に何ら違法な点はない。